

随意契約理由書

1 案件名称

あいりんシェルター 一式借入（再リース）

2 契約の相手方

大和リース株式会社

3 随意契約理由

「生活困窮者自立支援法」に基づき、各地方自治体に課せられた生活困窮者の自立支援に係る事業を実施する責務（同法第4条）を果たすため、今年度においても、同法に定める事業の一つとして、生活困窮者に一時的な宿泊場所や衣食の供与を行う「居住支援事業」を実施しており、その事業実施場所として、あいりんシェルターを活用している。

同シェルターは平成27年度に大和リース（株）とリース契約を締結し、施設の借り入れを行ったうえで事業を実施しており、その契約期間は令和7年11月末で終了するが、12月以降においても事業を継続し、施設の借り入れを行う必要が生じた。

12月1日以降も円滑に事業を継続するためには、既存施設を再リースする必要があることから、施設所有者の大和リース（株）と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部自立支援課（電話番号 06-6208-7926）